

平成29年度

施設・通所・居住系サービス

集団指導資料

平成30年3月20日

岡山市 保健福祉局 事業者指導課  
障害事業者係

岡山市事業者指導課ホームページ

[http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\\_00003.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html)

# 目 次

日時：平成30年3月20日

場所：岡山ふれあいセンター

《ページ》

1	平成30年度 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容	
	(Ⅰ) 日中活動系サービス	3
	(1) 生活介護	
	(2) 短期入所	
	(Ⅱ) 施設系・居住系サービス	7
	(1) 施設入所支援	
	(2) 共同生活援助	
	(Ⅲ) 訓練系サービス	10
	(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
2	平成29年度実地指導における主な指導事項及び誤った事例	
	(Ⅰ) 運営に関する事	13
	(1) 内容及び手続きの説明及び同意	
	(2) 秘密保持等	
	(3) サービス管理責任者	
	(4) 定員遵守	
	(5) 契約支給量の報告等	
	(6) サービスの提供の記録	
	(7) 介護給付費・訓練等給付費の額に係る通知等	
	(8) 個別支援計画の作成	
	(9) 利用者負担額等の受領	
	(10) 勤務体制の確保等	
	(11) 非常災害対策	
	(12) 衛生管理等	
	(13) 掲示	
	(14) 緊急時・事故発生時の対応	
	(15) 預り金の状況	
	(Ⅱ) 変更の届出等に関する事	22
	(Ⅲ) 報酬基準に関する事	22
	(1) 欠席時対応加算	
	(2) 福祉専門職員配置等加算	
	(3) 食事提供体制加算	
	(4) 訪問支援特別加算	
	(5) 福祉・介護職員処遇改善加算	
3	人員配置基準等の見直しに係る申出書について	23
4	障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	

【日中活動系サービス】

【施設系サービス】

【居住系サービス】

【訓練系サービス】

## 5 資料

自立生活援助 新規指定時必要書類一覧

就労定着支援 新規指定時必要書類一覧

【別紙】体制状況一覧表

# 1 平成30年度 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

## (I) 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### ① 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアを必要とする利用者に対しサービス提供体制の充実を図るため、常勤看護職員等配置加算に、看護職員を複数配置し、別表（12頁参照）の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れている事業所を評価する新たな区分を創設する。

#### 《常勤看護職員等配置加算の拡充》

[現 行]

常勤看護職員等配置加算

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 28単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 19単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 11単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 8単位/日  |
| (5) 利用定員が81人以上      | 6単位/日  |

[見直し後]

#### イ 常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）

※ 看護職員が常勤換算で1人以上配置されている場合。

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 28単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 19単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 11単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 8単位/日  |
| (5) 利用定員が81人以上      | 6単位/日  |

#### ロ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）

※ 看護職員が常勤換算で2人以上配置されている場合。

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 56単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 38単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 22単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 16単位/日 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 12単位/日 |

#### ② 開所時間減算の見直し

- ・ 極端な開所時間の実態を踏まえ、開所時間減算の減算幅を見直す。
- ・ また、利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない。）の利用者の割合が、利用者全体の50%以上の場合について基本報酬を減算する（短時間利用減算の創設）。なお、送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く。

《開所時間減算の見直し》

[現 行]

開所時間減算

※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まない。）が6時間未満の場合

(1) 開所時間4時間未満 所定単位数の70%を算定

(2) 開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

[見直し後]

開所時間減算

※ 運営規程に定められている営業時間（送迎のみを行う時間は含まない）が6時間未満の場合

(1) 開所時間4時間未満 所定単位数の50%を算定

(2) 開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の70%を算定

短時間利用減算【新設】 所定単位数の70%を算定

※ 利用時間が5時間未満（送迎のみを行う時間は含まない）の利用者の割合が事業所の全利用者の50%以上の場合

※ 送迎に長時間を要する利用者等については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除く

③ リハビリテーション加算の見直し

・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

《リハビリテーション加算の拡充》

[現 行]

リハビリテーション加算 20単位/日

[見直し後]

イ リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日

ロ リハビリテーション加算（Ⅱ） 20単位/日

④ 一般就労移行後の定着実績の評価

・ 生活介護の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

《就労移行支援体制加算【新設】》

イ	利用定員が20人以下	42単位/日
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位/日
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位/日
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位/日
ホ	利用定員が81人以上	6単位/日

(2) 短期入所

① 福祉型短期入所における福祉型強化短期入所サービス費の創設等

・ 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設する。

・ 福祉型強化短期入所サービス費の人員配置基準については、以下の取扱いとする。  
ア 併設型や空床型については、現行の取扱いと同様に、本体施設の配置基準に準じることとし、医療的ケアが必要な障害児者を受け入れる場合については、看護職員を常勤で1人以上配置する。

イ 単独型については、現行の区分に加えて、看護職員を常勤で1人以上配置する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙）参照

・ また、別表（12頁参照）の判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を1名以上受け入れる場合や重度な障害児者を利用者全体の50%以上受け入れる場合について、支援に係る負担を評価する加算を創設する。

なお、受入れの体制を強化する場合の評価として、常勤看護職員等配置加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》	120単位/日	
《重度児者対応支援加算【新設】》	30単位/日	
《常勤看護職員等配置加算【新設】》		
イ	利用定員が6人以下	10単位/日
ロ	利用定員が7人以上12人以下	8単位/日
ハ	利用定員が13人以上17人以下	6単位/日
ニ	利用定員が18人以上	4単位/日

## ② 看護職員による訪問の評価の充実、医療的ケア児者への支援の充実

- ・ 福祉型短期入所について、精神障害者の地域生活の支援と家族支援の観点から医療との連携を強化するため、医療連携体制加算に、日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を評価する区分を創設する。
- ・ 医療連携体制加算については、更に長時間支援を評価する区分を創設する。

### 《医療連携体制加算の拡充》

#### [現 行]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日

#### [見直し後]

イ	医療連携体制加算（Ⅰ）	600単位／日（利用者1人）
ロ	医療連携体制加算（Ⅱ）	300単位／日（利用者2人以上8人以下）
ハ	医療連携体制加算（Ⅲ）	500単位／日
ニ	医療連携体制加算（Ⅳ）	100単位／日
ホ	<u>医療連携体制加算（Ⅴ）</u>	<u>39単位／日</u>

ハ 医療連携体制加算（Ⅵ） 1,000単位／日（利用者1人）

ト 医療連携体制加算（Ⅶ） 500単位／日（利用者2人以上8人以下）

※ 既存の（Ⅰ）又は（Ⅱ）については、4時間未満の支援の場合適用し、4時間を超えて支援を行う場合は、（Ⅵ）又は（Ⅶ）を適用する。ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可。

## ③ 運営方法やサービス提供規模の適正化

- ・ 「福祉型強化短期入所サービス費」の創設に当たり、一定の定員規模以上や、複数設置の場合、また、同一法人の複数事業所間における同じ利用者への短期入所の提供については、減算又は制限する。

### 《大規模減算【新設】》

所定単位数の90%を算定

※ 単独型で20床以上の場合

#### ④ 長期（連続）利用日数の上限設定

- ・ 長期（連続）利用日数については、介護保険サービスの短期入所生活介護と同様に、30日までを限度とする。ただし、現在利用している者については、1年間の猶予期間を設ける。
- ・ なお、連続して30日利用した後、1日以上利用しない期間があれば、再度連続した30日以内の利用は可能とするが、短期利用加算は年間利用日数の初期の30日のみ算定を認める。

#### ⑤ 年間利用日数の適正化

- ・ 年間利用日数については、1年の半分（180日）を目安にすることを計画相談支援の指定基準に位置付ける。
- ・ ただし、④、⑤の長期（連続）利用日数や年間利用日数について、例えば、「介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合」等のやむを得ない事情がある場合においては、自治体の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えないこととする。

### （Ⅱ） 施設系・居住系サービス

#### （1）施設入所支援

##### ① 夜勤職員配置の評価の見直し

- ・ 夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務負担の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることを踏まえ、夜間支援体制をより適切に評価するため、夜勤職員配置体制加算の単位数を引き上げる。

##### 《夜勤職員配置体制加算の見直し》

###### [現 行]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>49単位/日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>41単位/日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>36単位/日</u>

###### [見直し後]

(1) 利用定員が21人以上40人以下	<u>60単位/日</u>
(2) 利用定員が41人以上60人以下	<u>48単位/日</u>
(3) 利用定員が61人以上	<u>39単位/日</u>



## ② 重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る算定要件の経過措置の延長

- 平成27年3月31日において従来の重度障害者支援加算（Ⅱ）を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、強度行動障害支援者養成研修の研修受講計画を作成することで足りるものとする経過措置を設けているが、当該研修の受講状況等を踏まえて当該経過措置を平成31年3月31日まで延長する。

## ③ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の廃止に伴う報酬上の措置については、経営実態調査の結果等を踏まえ、報酬上の見直しは行わない。

### （2）共同生活援助

#### ① 基本報酬の見直し

- 非該当・区分1の利用者については今後も利用対象とするとともに、より重度の障害者に対する支援を充実させるため、報酬の重点化を図る観点から基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙）参照

#### ② 重度の障害者への支援を可能とする新たな類型の創設（日中サービス支援型）

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設する。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。

なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。

また、従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙）参照

- 日中サービス支援型の夜間支援については、夜勤職員の配置を基本報酬において評価するが、夜勤職員を加配する場合は、更に一定単位数を加算する。

《夜勤職員加配加算【新設】》

149単位/日

- ・ 日中サービス支援型は1つの建物への入居を合計20人まで認めることから、共同生活住居の規模が一定以上の場合に適用される大規模住居等減算について、「入居定員が8名以上」の場合は適用しない。
- ・ 従来の共同生活援助で規定される加算等については、日中サービス支援型の趣旨を踏まえ適用する。

### ③ 看護職員の配置の評価

- ・ 共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上配置している体制を評価する加算を創設する。

なお、医療連携体制加算との併給については、医療連携体制加算(Ⅳ)のみ認める。

《看護職員配置加算【新設】》

70単位/日

### ④ 精神科病院に1年以上入院していた精神障害者への支援の評価

- ・ 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価する加算を創設する。また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《精神障害者地域移行特別加算【新設】》

300単位/日(1年以内)

### ⑤ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者への支援の評価

- ・ 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を、強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施することを評価する加算を創設する。

また、地域移行先の一つである宿泊型自立訓練についても、加算を創設する。

《強度行動障害者地域移行特別加算【新設】》

300単位/日(1年以内)

### ⑥ 自立生活支援加算の見直し

- 退居後の相談支援等を評価する自立生活支援加算については、入居中に1回、退居後に1回算定可能であるが、地域生活への移行を促進する観点から、入居中に算定することができる回数を2回に拡充する。

また、同様の内容である地域移行加算（療養介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、障害児入所支援）についても、回数を拡充する。

《自立生活支援加算・地域移行加算の見直し》

[現 行]	入居(入所)中1回、退居(退所)後1回	1回	500単位
[見直し後]	入居(入所)中2回、退居(退所)後1回	1回	500単位

⑦ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

- 平成30年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成33（2021）年3月31日まで延長する。

また、新たな類型である日中サービス支援型についても、当該経過措置の対象とする。

（Ⅲ）訓練系サービス

（1）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

① 対象者の見直し

- 障害福祉サービス等は3障害共通が原則であるが、自立訓練は障害種別によって利用できるサービスに制限がある。このため訓練の対象者を限定している施行規則（機能訓練：身体障害者、生活訓練：知的障害者・精神障害者）を改正し、両訓練ともに障害の区別なく利用可能とするとともに、視覚障害者に対する歩行訓練等を生活訓練としても実施出来るよう見直す。

《生活訓練サービス費の見直し》

[現 行]

生活訓練サービス費（Ⅱ）

（1）所要時間1時間未満 245単位/日

（2）所要時間1時間以上 564単位/日

[見直し後]

生活訓練サービス費（Ⅱ）

（1）所要時間1時間未満 248単位/日

（2）所要時間1時間以上 570単位/日

（3）視覚障害者に対する専門的訓練 732単位/日

※ 生活訓練における居宅を訪問して訓練を行う場合の「訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度とする」旨の基準については、廃止する。

② リハビリテーション加算の見直し（機能訓練）

- ・ 頸髄損傷による四肢の麻痺等の状態にある者に対する訓練について、訓練に要する業務量を評価し、リハビリテーション加算を拡充する。

《リハビリテーション加算の拡充》	
[現 行]	
リハビリテーション加算	20単位/日
[見直し後]	
イ リハビリテーション加算（Ⅰ）	48単位/日
ロ リハビリテーション加算（Ⅱ）	20単位/日

### ③ 利用者の障害特性等に応じた訓練の評価（生活訓練）

- ・ 利用者の障害特性や生活環境等に応じて社会福祉士や精神保健福祉士等が作成する個別計画に基づく訓練の実施や、訓練実施による生活能力の維持・向上の評価及び個別計画の見直しを毎月実施すること等を評価するための加算を創設する。

《個別計画訓練支援加算【新設】》	19単位/日
------------------	--------

### ④ 中山間地域等の居宅を訪問する際のコストの評価（機能訓練・生活訓練）

- ・ 中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

《特別地域加算【新設】》	+15/100
--------------	---------

### ⑤ 一般就労移行後の定着実績の評価（機能訓練・生活訓練）

- ・ 自立訓練の利用を経て一般就労した障害者に対しても、就職後6月以上、職場への定着支援を行う努力義務を新たに規定するため、就労後、6月以上就労継続している者がいる場合の定着実績を評価するための加算を創設する。

《就労移行支援体制加算【新設】》	
(機能訓練の場合)	
イ 利用定員が20人以下	57単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	25単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	14単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	10単位/日
ホ 利用定員が81人以上	7単位/日
(生活訓練の場合)	
イ 利用定員が20人以下	54単位/日
ロ 利用定員が21人以上40人以下	24単位/日
ハ 利用定員が41人以上60人以下	13単位/日
ニ 利用定員が61人以上80人以下	9単位/日
ホ 利用定員が81人以上	7単位/日

## 別表

### 判定スコア（スコア）

- (1) レスピレーター管理 = 8
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) 酸素吸入 = 5
- (5) 1回／時間以上の頻回の吸引 = 8  
6回／日以上以上の頻回の吸引) = 3
- (6) ネブライザー6回／日以上または継続使用 = 3
- (7) IVH = 8
- (8) 経管（経鼻・胃ろう含む） = 5
- (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (10) 接続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時） = 3
- (11) 継続する透析（腹膜灌流を含む） = 8
- (12) 定期導尿（3／日以上） = 5
- (13) 人工肛門 = 5

## 2 平成29年度実地指導における主な指摘事項及び誤った事例

### (I) 運営基準に関すること

#### (1) 内容及び手続きの説明及び同意

##### 主な指摘事項

- 重要事項説明書、利用契約書の日付記入もれ、旧法律名及び運営規程との不一致（職員数等の設置状況、サービス実施地域、営業時間、サービス提供時間、記録の保存期間）のまま利用者に交付されていた。
- 利用契約書が利用者と法人の間で締結されてなく、事業所の名称、管理者で契約されていた。
- 重要事項説明書の記名押印欄のみ保管しており、本文を合わせて保管していなかった。

##### **【主な指摘事項に対する改善】**

- ・重要事項説明書、利用契約書をよく読み、運営規程や運営形態と合っているか、用語が現行制度や事業所の指定と合っているか、利用者が受けようとするサービスをきちんと説明した内容になっているかを、事業者の視点・利用者の視点から、入念に確認すること。

- ・利用契約書の空欄は、後にトラブルの元になることもあり得るので、きちんと記入するか、取消し線を入れるなどすること。

- ・契約期間は、受給者証に記載されている支給決定期間（認定有効期間ではありません。）の範囲内とすること。

- ・自動更新規定は、必ず入れなければならないものではありませんが、契約更新の都度、利用契約書を作成するのでなければ、自動更新規定は設けること。

※ 例：「前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について訓練等給付費（又は介護給付費）の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。」

- ・利用契約書の記名押印は、契約当事者たる法人の名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印すること。

- ・重要事項説明書は（何を説明したか残るよう）利用者と同一の文書を保管すること。

■ 参考条例（岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「基準条例」という。）第9条第1項、第2項）他サービス準用

指定居宅介護事業者は，支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，第32条に規定する運営規程の概要，従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

### （2）秘密保持等

（従業者からの誓約書）

#### 主な指摘事項

- 従業者（管理者以下、常勤、非常勤等を問わず全員）から秘密保持の誓約書を取っていないかった。また、当該誓約書に不備があった。（「退職後も含めて」という記載がない。）

#### 【主な指摘事項に対する改善】

・従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、誓約書を締結するなどの必要な措置を講じること。退職後も秘密保持義務は恒久的に継続するので、「退職後〇〇年」との期限は設けないこと。

■ 参考条例（基準条例第37条第1項、第2項）他サービス準用

指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は，従業者又は管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように，必要な措置を講じなければならない。

（利用者からの個人情報提供同意書）

#### 主な指摘事項

- 個人情報提供同意書に家族の同意をもらっていないかった。

### 【主な指摘事項に対する改善】

・サービス担当者会議等、他の事業者利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得ること。（家族と疎遠等などの理由で同意が得られない場合には、同意書にその旨を記載しておくこと。）

### ■ 参考条例（基準条例第37条第3項）他サービス準用

指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

### (3) サービス管理責任者

#### 主な指摘事項

○ 新規指定事業所において、経過装置としてサービス管理責任者研修受講誓約書を提出し、暫定的にサービス管理責任者に従事していたが、指定後1年間に「サービス管理責任者研修」は受講したが、「相談支援従事者研修（講義部分）」を受講していなかった。

#### ※経過措置

実務経験の要件を満たしていれば、事業の開始の日又は障害者支援施設等の開設の日から起算して1年間は、「相談支援従事者研修（講義部分）」を受講し、「サービス管理責任者研修」を修了することを条件に、暫定的に従事可。（暫定期間：平成31年3月31日まで）

### 【主な指摘事項に対する改善】

・指定1年後より、サービス管理責任者欠如の届出書を提出し、その翌々月から欠如解消に至った月まで人員欠如減算に該当となり過誤調整することとした。

### サービス管理責任者の資格要件

実 務 経 験

+

- ① 相談支援従事者初任者研修（2日間 講義部分）
- ② サービス管理責任者研修（1日 共通講義・2日間 分野別研修）

サービス種類	講義受講分野
生活介護・療養介護	介護分野



共同生活援助・自立訓練（生活訓練）・ 自立生活援助	地域生活分野（知的・精神）
自立訓練（機能訓練）	地域生活分野（身体）
就労継続支援（A型・B型）・就労移行支援・就労定着支援	就労分野

#### （４）定員の遵守

##### 主な指摘事項

- 1日の利用定員を超えて指定サービスの提供を行っていた。

##### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・事業所が定める利用定員を増員し、変更届を提出することとした。
- ※ 定員超過利用減算の有無に関わらず、やむを得ない事情が存在しない場合には定員を遵守する必要あり。

##### ■ 参考条例（基準条例第89条）他サービス準用

指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### （５）契約支給量の報告等

##### 主な指摘事項

- 利用契約をしたとき、受給者証記載事項その他必要な事項を当該支給決定を行った市町村に対し報告していなかった。

##### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・利用契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を当該支給決定を行った市町村に対し遅滞なく報告することとした。

##### ■ 参考条例（基準条例第10条第3項）他サービス準用

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を当該支給決定を行った市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

#### （６）サービスの提供の記録

##### 主な指摘事項

○ サービスを利用したことについて、利用者の確認を受けていなかった。

#### 【主な指摘事項に対する改善】

・ サービス提供の記録に際し、利用者からサービスを提供した旨の確認を受けること。

#### ■ 参考条例（基準条例第19条第1項、第2項）他サービス準用

指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

#### （7）介護給付費・訓練等給付費の額に係る通知等

##### 主な指摘事項

- 市町村から介護給付費等を支給された場合、利用者に対しその額を通知していなかった。
- 報酬請求のみで、まだ受領していないのに通知を行っていた。

#### 【主な指摘事項に対する改善】

・ 法定代理受領により市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、利用者負担の有無にかかわらず、利用者に対しその額を通知してください。

※ 通知の時期は、当該給付費を受領した時点（通常は、利用月の2か月後の15日以降）となりますので、ご注意ください。

※ 通知は、書面を利用者に交付して行ってください。

#### ■ 参考条例（基準条例第23条第1項、第2項）他サービス準用

指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第21条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

#### （8）個別支援計画の作成

##### 主な指摘事項

- アセスメント及び支援内容に基づき、サービスを提供する上での留意事項を記載した個別支援計画の原案を作成していなかった。
- 個別支援計画原案の内容について、担当者会議を開催していなかった。

#### 【主な指摘事項に対する改善】

・個別支援計画の原案を作成した上で、個別支援計画の作成に係る担当者等の会議を開催し、当該計画の原案の内容について意見を求めること。また、担当者会議については記録を残すよう努めること。

※ 個別支援計画はサービス利用開始前までに作成すること。

#### ■ 参考条例（基準条例第60条第4項、第5項）他サービス準用

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

#### （9）利用者負担額等の受領

##### 主な指摘事項

- 利用者から提供した便宜に要する費用（食事の提供に要する費用）等の支払いを受けた際に、当該利用者に対し領収証を交付していなかった。

#### 【主な指摘事項に対する改善】

・利用者から提供した便宜に要する費用の支払いを受けた場合は、当該利用者に対し必ず領収証を交付すること。

#### ■ 参考条例（基準条例第146条第5項）他サービス準用

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対

し交付しなければならない。

### (10) 勤務体制の確保等

#### 主な指摘事項

- 医師の勤務実績を記録していなかった。(人員基準上必要な場合)
- 職員研修計画を作成していなかった。
- 職員研修を実施していなかった。

#### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・他の人員基準上必要な従業者と同様に、医師も勤務実績を記録すること。
- ・職員研修計画を作成し、その計画に従い職員研修を実施すること。研修に参加できなかった職員についても、回覧するなどして周知を図ること。
- ※ 研修資料、職員への周知、会議録等記録を残すことが望ましい。
- ※ 人権擁護・虐待の防止を目的とした研修を実施すること。

#### ■ 参考条例（基準条例第70条第3項）他サービス準用

- 1 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録しておかなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施しなければならない。

### (11) 非常災害対策

#### 主な指摘事項

- 非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を実施していなかった。
- 事業所内の見やすい場所に避難経路等を掲示していなかった。

#### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・非常災害に備え、消防法及び事業所の消防計画に基づき、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。
- ・避難経路図を作成し、従業者及び利用者が見やすい場所に掲示すること。

※火災以外にも事業所（作業所等の事業所外の活動場所を含む。）において想定される災害の種類に応じて避難訓練を実施すること。（例：地震・風水害、等）

#### ■ 参考条例（基準条例第72条第4項）他サービス準用

3 指定療養介護事業者は、当該事業所の見やすい場所に、計画等の概要を掲示しなければならない。

4 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、第2項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練をその実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

### (12) 衛生管理等

#### 主な指摘事項

○ 流し台や便所の手洗い、洗面所に共有の手拭きタオルが設置されていた。

#### 【主な指摘事項に対する改善】

感染症及び食中毒の発生及びまん延防止のため、共有される可能性のあるタオルは撤去し、手拭き用のペーパータオルの設置等により対応すること。

#### ■ 参考条例（基準条例第92条第2項）他サービス準用

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (13) 掲示

#### 主な指摘事項

○ 運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項の掲示がされていなかった。

#### 【主な指摘事項に対する改善】

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示すること。

※ 見やすい場所に、ファイルに綴じて保管でも可能。

#### ■ 参考条例（基準条例第94条）他サービス準用

指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

#### (14) 緊急時・事故発生時の対応

##### 主な指摘事項

- 利用者へのサービス提供により事故が発生した場合に、市町村へ報告していなかった。

##### 【主な指摘事項に対する改善】

・利用者へのサービス提供により事故が発生した場合には、事故報告書により事業者指導課及び利用者の支給決定市町村担当課（岡山市支給決定利用者は、障害福祉課）に報告すること。

※ あらかじめ、事故発生時の対応マニュアル等を作成し職員に周知するなど、対応方法を図ること。

##### ■ 参考条例（基準条例第41条第1項）他サービス準用

指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

#### (15) 預り金の状況

##### 主な指摘事項

- 預り金管理について、出納責任者及び出納補助者が選定されていなかった。また、印鑑と通帳が別々に保管されていなかった。

##### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・出納責任者及び出納補助者を選定し、印鑑と通帳は別々に保管すること。

(参照) 預り金に関する通知

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて

(平成18年12月6日 障発第1206002号 厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知)

預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、

- ① 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
- ② 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われていること、
- ③ 利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

と

等が満たされ、適正な出納管理が行われていることが要件となる。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。

## (Ⅱ) 変更の届出等に関すること

### 変更の届出

#### 主な指摘事項

○ 変更のあった項目について、10日以内に変更届の提出がなかった。

#### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・ 届け出た内容に変更があったときは10日以内に届け出ること。  
(届出が必要な項目については、共通編参照)
- ※ その中でも特に、平面図の変更、役員の変更に関する届出の未提出が多いのでご注意ください。

## (Ⅲ) 報酬基準に関すること

### (1) 欠席時対応加算

#### 主な指摘事項

○ 欠席時対応加算の対象利用者の状況及び相談援助の内容の記録が不十分だった。  
(事例： 本人から、「今日は風邪で休みます。」と電話があった。)

#### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・ 欠席時対応加算を算定する場合は、事業所の従業者が利用者又はその家族等に対し電話等により利用者の状況を確認し、引き続き通所を促すなどの相談援助を行うとともに、利用者の状況、相談援助の内容を記録した場合に算定できるものです。  
については、利用者の状況、相談援助の内容等を詳しく記録すること。
- ※ 事例に挙がっている「今日は風邪で休みます。」などの、相談援助の内容が記録されていないものについては算定できませんのでご注意ください。

#### 【台風などの場合の取扱い】

台風や豪雨などの気象条件により欠席時対応加算を算定する際に必要な要件

- ・ 事業所は開所しており、受け入れ態勢を整えていること。(事業所が休みの場合は算定不可)

- ・事業所からの連絡、相手からの電話の内容など、相談援助の内容を記録していること。

## (2) 福祉専門職員配置等加算

### 主な指摘事項

- 福祉専門職員配置等加算の対象となる福祉専門職員に変動が生じていたが届出がされていなかった。

### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・福祉専門職員配置等加算の対象となる福祉専門職員に変動が生じていた場合は、速やかに届けること。

## (3) 食事提供体制加算

### 主な指摘事項

- 対象となる利用者に係る個別支援計画に当該支援を位置づけていなかった。
- 調理員としての勤務時間と、指導員(支援員)の勤務時間が明確に区別されていなかった。

### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・食事提供加算を算定する場合は、対象となる利用者に係る個別支援計画に当該支援を位置づけること。
- ・調理員と指導員(支援員)を兼務する場合には、勤務時間を明確に区別すること。  
(調理員としての勤務時間は、常勤換算上、利用者直接支援の時間に入らない。)

## (4) 訪問支援特別加算

### 主な指摘事項

- 対象となる利用者に係る個別支援計画に当該支援を位置づけていない。また、当該支援に要する標準的な所要時間を定めておく必要があるが、明確に記載がされていなかった。
- 当該支援を算定するにあたり、入院している病院を訪問し算定していた。

### 【主な指摘事項に対する改善】

- ・訪問支援特別加算を算定する場合は、対象となる利用者に係る個別支援計画に当該支援を位置づけるとともに、当該支援に要する標準的な所要時間を個別支援計画に明確に記載すること。

## (5) 福祉・介護職員処遇改善加算

### 主な指摘事項

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、職員への周知が不十分だった。

### 【主な指摘事項に対する改善】



・福祉・介護職員処遇改善計画書については、全ての福祉・介護職員に対し、文書等（文書通知・回覧・掲示・メールによる通知）により周知し、当該周知の記録を残しておくこと。

（参考）

平成24年8月31日付け厚生労働省Q&A

（問13）賃金改善等の処遇改善計画の福祉・介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。

（答）賃金改善計画等の周知については、全従業員が閲覧できる掲示板等への掲示や全従業員への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。

※ いずれの加算についても、要件を満たしていないことが判明した場合、過誤調整をしていただく場合がありますので、各事業所で算定している加算についてはよく要件をご確認の上、算定していただくようご注意ください。

### 3 人員配置基準等の見直しに係る申出書について

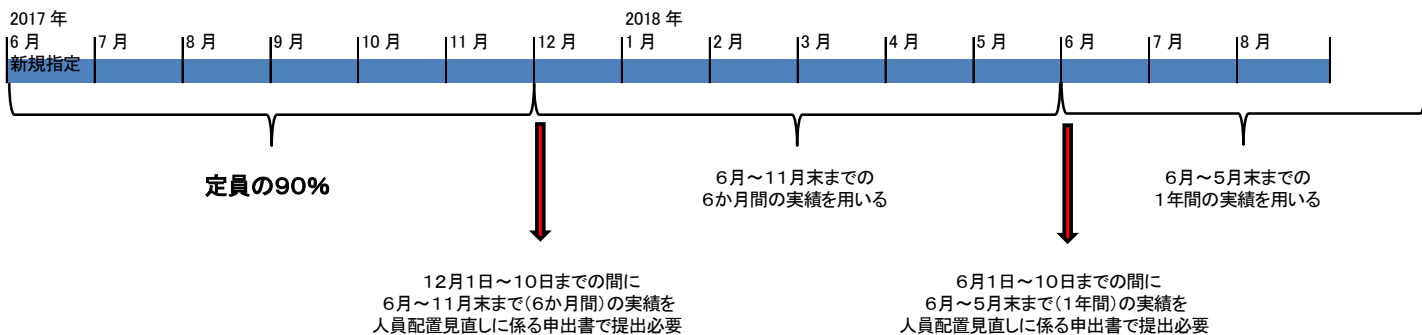
従業員の配置基準の根拠となる「利用者の数」については、前年度の利用者数の平均値とすることになっていますが、新規に指定を受ける場合・定員を変更した場合等は、推定数によることとなっています。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発1206001号）の第二の2の（5）の①、②）

推定数を用いる期間は、新規指定・定員増をしたのか、定員減をしたのかによって変わってきますが、推定数を用いる期間が終了した後、10日以内に人員配置見直しに係る申出書を提出する必要があります。

それぞれの提出が必要なタイミング及び推定数を用いる期間は下記の図を参照してください。

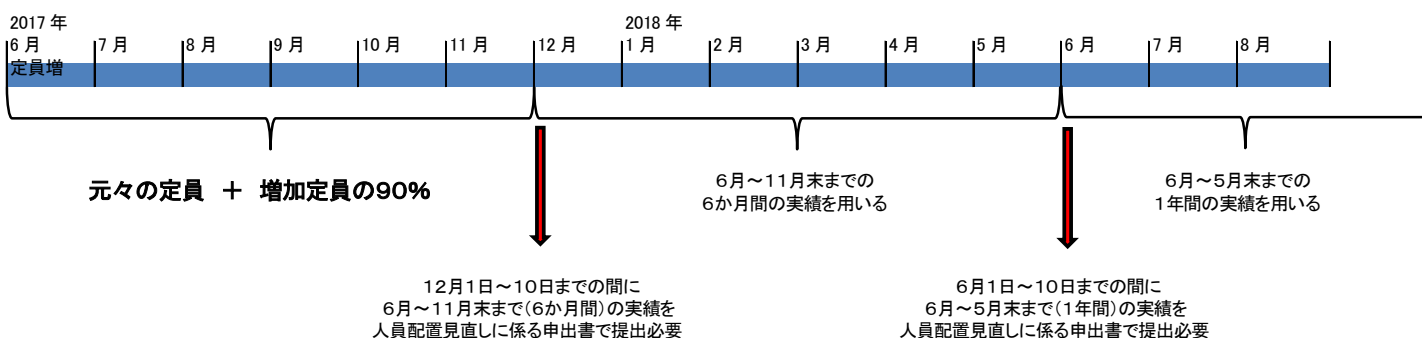
※ 年度内に定員変更がない場合は、4月に当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度）の自主点検を行うこと。（提出不要）

○ 新規指定の場合（例：平成29年6月に新規指定を受けた場合）



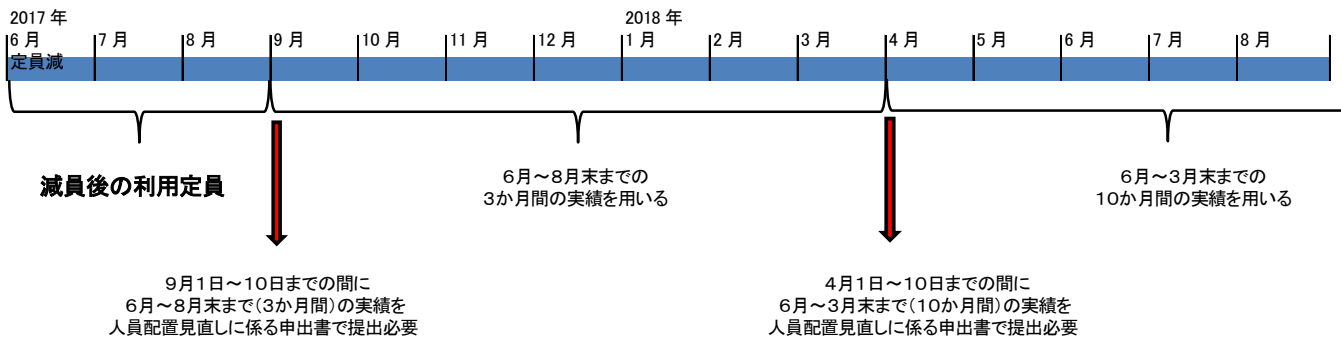
推定数を用いる期間	人員配置の根拠となる利用者の数(推定数)	例の場合
指定から6月目の間の6か月間	定員の90%	2017/6/1 ~ 2018/11/30
7月目から12月目の間の6か月間	指定から6月目の間の6か月間の平均利用者数	2017/12/1 ~ 2018/5/31
13月目から次の3月31日の間	指定から12月目の間の12か月間の平均利用者数	2018/6/1 ~ 2019/3/31

○ 定員増の場合（例：平成29年6月に定員増をした場合）



推定数を用いる期間	人員配置の根拠となる利用者の数(推定数)	例の場合
変更から6月目の間の6か月間	元々の定員 + 増加定員の90%	2017/6/1 ~ 2017/11/30
7月目から12月目の間の6か月間	変更から6月目の間の6か月間の平均利用者数	2017/12/1 ~ 2018/5/31
13月目から次の3月31日の間	変更から12月目の間の12か月間の平均利用者数	2018/6/1 ~ 2019/3/31

○ 定員減の場合（例：平成29年6月に定員減をした場合）



推定数を用いる期間	人員配置の根拠となる利用者の数(推定数)	例の場合
変更から3月目の間の3か月間	減員後の利用定員	2017/6/1 ~ 2017/8/31
4月目から年度末までの間	変更から3月目の間の3か月間の平均利用者数	2017/9/1 ~ 2018/3/31
新年度から次の3月31日の間	前年度の利用者数の平均値 (注)	2018/4/1 ~ 2019/3/31

注：前年度に定員減少前の期間がある場合は、当該期間を除く期間の平均値を用いる。

※ どの場合においても、新たに定員変更がない場合、推定数を用いた次年度の4月からは前年度1年間の実際の利用者数の平均値に基づいて人員配置を行う。(例の場合だと、2018年4月以降は、2017年4月から2018年3月末までの利用者数の平均値を用いる。)

## 2 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

現行	見直し後
<p><b>【日中活動系サービス】</b></p> <p>第1 療養介護</p> <p>療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）</p> <p>(一) 利用定員が40人以下 906単位</p> <p>(二) 利用定員が41人以上60人以下 887単位</p> <p>(三) 利用定員が61人以上80人以下 848単位</p> <p>(四) 利用定員が81人以上 815単位</p> <p>(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）</p> <p>(一) 利用定員が40人以下 660単位</p> <p>(二) 利用定員が41人以上60人以下 630単位</p> <p>(三) 利用定員が61人以上80人以下 590単位</p> <p>(四) 利用定員が81人以上 562単位</p> <p>(3) 療養介護サービス費（Ⅲ）</p> <p>(一) 利用定員が40人以下 522単位</p> <p>(二) 利用定員が41人以上60人以下 497単位</p>	<p><b>【日中活動系サービス】</b></p> <p>第1 療養介護</p> <p>療養介護サービス費（1日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）</p> <p>(一) 利用定員が40人以下 943単位</p> <p>(二) 利用定員が41人以上60人以下 917単位</p> <p>(三) 利用定員が61人以上80人以下 870単位</p> <p>(四) 利用定員が81人以上 833単位</p> <p>(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）</p> <p>(一) 利用定員が40人以下 686単位</p> <p>(二) 利用定員が41人以上60人以下 651単位</p> <p>(三) 利用定員が61人以上80人以下 605単位</p> <p>(四) 利用定員が81人以上 575単位</p> <p>(3) 療養介護サービス費（Ⅲ）</p> <p>(一) 利用定員が40人以下 543単位</p> <p>(二) 利用定員が41人以上60人以下 514単位</p>

(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	473 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	485 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	453 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	463 単位
(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)		(4) 療養介護サービス費(Ⅳ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	418 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	435 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	399 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	372 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	352 単位
(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)		(5) 療養介護サービス費(Ⅴ)	
(一) 利用定員が 40 人以下	418 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	435 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	399 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	372 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	352 単位
□ 経過的療養介護サービス費		□ 経過的療養介護サービス費	
(1) 利用定員が 40 人以下	877 単位	(1) 利用定員が 40 人以下	881 単位
(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	877 単位	(2) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	881 単位
(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 単位	(3) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	852 単位
(4) 利用定員が 81 人以上	815 単位	(4) 利用定員が 81 人以上	819 単位
<b>第 2 生活介護</b>		<b>第 2 生活介護</b>	
生活介護サービス費（1日につき）		生活介護サービス費（1日につき）	
イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 区分 6	1,278 単位	(一) 区分 6	1,283 単位

(二) 区分 5	959 単位	(二) 区分 5	963 単位
(三) 区分 4	680 単位	(三) 区分 4	683 単位
(四) 区分 3	610 単位	(四) 区分 3	613 単位
(五) 区分 2 以下	559 単位	(五) 区分 2 以下	561 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 区分 6	1,139 単位	(一) 区分 6	1,144 単位
(二) 区分 5	851 単位	(二) 区分 5	854 単位
(三) 区分 4	599 単位	(三) 区分 4	601 単位
(四) 区分 3	539 単位	(四) 区分 3	541 単位
(五) 区分 2 以下	491 単位	(五) 区分 2 以下	493 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 区分 6	1,099 単位	(一) 区分 6	1,104 単位
(二) 区分 5	816 単位	(二) 区分 5	819 単位
(三) 区分 4	568 単位	(三) 区分 4	570 単位
(四) 区分 3	502 単位	(四) 区分 3	504 単位
(五) 区分 2 以下	459 単位	(五) 区分 2 以下	461 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 区分 6	1,045 単位	(一) 区分 6	1,049 単位
(二) 区分 5	781 単位	(二) 区分 5	784 単位
(三) 区分 4	549 単位	(三) 区分 4	551 単位
(四) 区分 3	493 単位	(四) 区分 3	495 単位
(五) 区分 2 以下	445 単位	(五) 区分 2 以下	447 単位
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	

(一) 区分 6	1,028 単位	(一) 区分 6	1,032 単位
(二) 区分 5	765 単位	(二) 区分 5	768 単位
(三) 区分 4	535 単位	(三) 区分 4	537 単位
(四) 区分 3	478 単位	(四) 区分 3	480 単位
(五) 区分 2 以下	428 単位	(五) 区分 2 以下	430 単位
□ 基準該当生活介護サービス費		□ 共生型生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	691 単位	(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ)	694 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	851 単位	(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ)	854 単位
第 3 短期入所		ハ 基準該当生活介護サービス費	
短期入所サービス費(1日につき)		(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	694 単位
イ 福祉型短期入所サービス費		(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	854 単位
(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		第 3 短期入所	
(一) 区分 6	892 単位	短期入所サービス費(1日につき)	
(二) 区分 5	758 単位	イ 福祉型短期入所サービス費	
(三) 区分 4	626 単位	(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
(四) 区分 3	563 単位	(一) 区分 6	896 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	492 単位	(二) 区分 5	761 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(三) 区分 4	629 単位
(一) 区分 6	582 単位	(四) 区分 3	565 単位
		(五) 区分 1 及び区分 2	494 単位
		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
		(一) 区分 6	584 単位

(二) 区分 5	510 単位	(二) 区分 5	512 単位
(三) 区分 4	307 単位	(三) 区分 4	308 単位
(四) 区分 3	232 単位	(四) 区分 3	233 単位
(五) 区分 1 及び区分 2	166 単位	(五) 区分 1 及び区分 2	167 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分 3	758 単位	(一) 区分 3	761 単位
(二) 区分 2	595 単位	(二) 区分 2	597 単位
(三) 区分 1	492 単位	(三) 区分 1	494 単位
(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分 3	510 単位	(一) 区分 3	512 単位
(二) 区分 2	269 単位	(二) 区分 2	270 単位
(三) 区分 1	166 単位	(三) 区分 1	167 単位
		(5) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	
		(一) 区分 6	1,096 単位
		(二) 区分 5	962 単位
		(三) 区分 4	829 単位
		(四) 区分 3	766 単位
		(五) 区分 1 及び区分 2	695 単位
		(6) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
		(一) 区分 6	785 単位
		(二) 区分 5	713 単位
		(三) 区分 4	509 単位
		(四) 区分 3	434 単位



		(五) 区分 1 及び区分 2	367 単位
		(7) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	
		(-) 区分 3	962 単位
		(二) 区分 2	798 単位
		(三) 区分 1	695 単位
		(8) 福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
		(-) 区分 3	713 単位
		(二) 区分 2	471 単位
		(三) 区分 1	367 単位
□ 医療型短期入所サービス費		□ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,609 単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,889 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,407 単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,686 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,404 単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,679 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,489 単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,768 単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,277 単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,555 単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,304 単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,578 単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,738 単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	2,014 単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,606 単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,881 単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	936 単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	1,209 単位
		ニ 共生型短期入所サービス費	
		(1) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅰ)	761 単位
		(2) 共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	233 単位

ニ 基準該当短期入所サービス費		(3) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）	958 単位
(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	758 単位	(4) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）	432 単位
(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	232 単位	ホ 基準該当短期入所サービス費	
		(1) 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）	761 単位
		(2) 基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）	233 単位
<b>【施設系サービス】</b>		<b>【施設系サービス】</b>	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費（1日につき）		施設入所支援サービス費（1日につき）	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	453 単位	(1) 区分6	455 単位
(2) 区分5	382 単位	(2) 区分5	384 単位
(3) 区分4	308 単位	(3) 区分4	309 単位
(4) 区分3	232 単位	(4) 区分3	233 単位
(5) 区分2以下	168 単位	(5) 区分2以下	169 単位
ロ 利用定員が41人以上60人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分6	356 単位	(1) 区分6	357 単位
(2) 区分5	297 単位	(2) 区分5	298 単位
(3) 区分4	235 単位	(3) 区分4	236 単位
(4) 区分3	185 単位	(4) 区分3	186 単位
(5) 区分2以下	146 単位	(5) 区分2以下	147 単位
ハ 利用定員が61人以上80人以下		ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分6	295 単位	(1) 区分6	296 単位

(2) 区分 5	247 単位	(2) 区分 5	248 単位
(3) 区分 4	198 単位	(3) 区分 4	199 単位
(4) 区分 3	162 単位	(4) 区分 3	163 単位
(5) 区分 2 以下	132 単位	(5) 区分 2 以下	133 単位
ニ 利用定員が 81 人以上		ニ 利用定員が 81 人以上	
(1) 区分 6	269 単位	(1) 区分 6	270 単位
(2) 区分 5	223 単位	(2) 区分 5	224 単位
(3) 区分 4	178 単位	(3) 区分 4	179 単位
(4) 区分 3	146 単位	(4) 区分 3	147 単位
(5) 区分 2 以下	125 単位	(5) 区分 2 以下	126 単位
<b>【居住系サービス】</b>		<b>【居住系サービス】</b>	
共同生活援助		第 2 共同生活援助	
1 介護サービス包括型共同生活援助（1日につき）		1 介護サービス包括型共同生活援助（1日につき）	
イ 共同生活援助サービス費（I）		イ 共同生活援助サービス費（I）	
(1) 区分 6	668 単位	(1) 区分 6	661 単位
(2) 区分 5	552 単位	(2) 区分 5	547 単位
(3) 区分 4	471 単位	(3) 区分 4	467 単位
(4) 区分 3	385 単位	(4) 区分 3	381 単位
(5) 区分 2	295 単位	(5) 区分 2	292 単位
(6) 区分 1 以下	259 単位	(6) 区分 1 以下	242 単位
ロ 共同生活援助サービス費（II）		ロ 共同生活援助サービス費（II）	
(1) 区分 6	617 単位	(1) 区分 6	611 単位

(2) 区分 5	501 単位	(2) 区分 5	496 単位
(3) 区分 4	420 単位	(3) 区分 4	417 単位
(4) 区分 3	334 単位	(4) 区分 3	331 単位
(5) 区分 2	244 単位	(5) 区分 2	242 単位
(6) 区分 1 以下	212 単位	(6) 区分 1 以下	198 単位
ハ 共同生活援助サービス費 (Ⅲ)		ハ 共同生活援助サービス費 (Ⅲ)	
(1) 区分 6	584 単位	(1) 区分 6	578 単位
(2) 区分 5	467 単位	(2) 区分 5	463 単位
(3) 区分 4	387 単位	(3) 区分 4	383 単位
(4) 区分 3	301 単位	(4) 区分 3	298 単位
(5) 区分 2	211 単位	(5) 区分 2	209 単位
(6) 区分 1 以下	182 単位	(6) 区分 1 以下	170 単位
ニ 共同生活援助サービス費 (Ⅳ)		ニ 共同生活援助サービス費 (Ⅳ)	
(1) 区分 6	699 単位	(1) 区分 6	691 単位
(2) 区分 5	582 単位	(2) 区分 5	577 単位
(3) 区分 4	502 単位	(3) 区分 4	497 単位
(4) 区分 3	415 単位	(4) 区分 3	411 単位
(5) 区分 2	326 単位	(5) 区分 2	322 単位
(6) 区分 1 以下	289 単位	(6) 区分 1 以下	272 単位
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例	
(1) 4 : 1 の場合		(1) 4 : 1 の場合	
(一) 区分 6	444 単位	(一) 区分 6	440 単位
(二) 区分 5	398 単位	(二) 区分 5	394 単位

(三) 区分 4	365 単位	(三) 区分 4	361 単位
(2) 5 : 1 の場合		(2) 5 : 1 の場合	
(一) 区分 6	393 単位	(一) 区分 6	389 単位
(二) 区分 5	347 単位	(二) 区分 5	343 単位
(三) 区分 4	314 単位	(三) 区分 4	311 単位
(3) 6 : 1 の場合		(3) 6 : 1 の場合	
(一) 区分 6	360 単位	(一) 区分 6	356 単位
(二) 区分 5	313 単位	(二) 区分 5	310 単位
(三) 区分 4	281 単位	(三) 区分 4	278 単位
		2 日中サービス支援型共同生活援助 (1日につき)	
		イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (I)	
		(1) 区分 6	1,098 単位
		(2) 区分 5	982 単位
		(3) 区分 4	901 単位
		(4) 区分 3	717 単位
		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (II)	
		(1) 区分 6	1,014 単位
		(2) 区分 5	898 単位
		(3) 区分 4	816 単位
		(4) 区分 3	633 単位
		ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (III)	
		(1) 区分 6	963 単位
		(2) 区分 5	846 単位

	(3) 区分 4	765 単位
	(4) 区分 3	582 単位
	ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 (IV)	
	(1) 区分 6	1,128 単位
	(2) 区分 5	1,012 単位
	(3) 区分 4	931 単位
	(4) 区分 3	747 単位
	ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
	(1) 3 : 1 の場合	
	(一) 区分 6	904 単位
	(二) 区分 5	788 単位
	(三) 区分 4	707 単位
	(四) 区分 3	620 単位
	(五) 区分 2	456 単位
	(六) 区分 1 以下	397 単位
	(2) 4 : 1 の場合	
	(一) 区分 6	820 単位
	(二) 区分 5	704 単位
	(三) 区分 4	622 単位
	(四) 区分 3	536 単位
	(五) 区分 2	371 単位
	(六) 区分 1 以下	321 単位
	(3) 5 : 1 の場合	

	(-) 区分 6	769 単位
	(二) 区分 5	652 単位
	(三) 区分 4	571 単位
	(四) 区分 3	485 単位
	(五) 区分 2	321 単位
	(六) 区分 1 以下	277 単位
	(4) 体験利用の場合	
	(-) 区分 6	934 単位
	(二) 区分 5	818 単位
	(三) 区分 4	737 単位
	(四) 区分 3	650 単位
	(五) 区分 2	486 単位
	(六) 区分 1 以下	427 単位
	へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 (日中を当該共同生活住居で過ごす者)	
	(1) 3 : 1 の場合	
	(-) 区分 6	693 単位
	(二) 区分 5	646 単位
	(三) 区分 4	613 単位
	(2) 4 : 1 の場合	
	(-) 区分 6	608 単位
	(二) 区分 5	562 単位
	(三) 区分 4	529 単位

		(3) 5 : 1 の場合	
		(-) 区分 6	557 単位
		(二) 区分 5	511 単位
		(三) 区分 4	478 単位
		ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 (日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
		(1) 3 : 1 の場合	
		(-) 区分 6	601 単位
		(二) 区分 5	554 単位
		(三) 区分 4	521 単位
		(2) 4 : 1 の場合	
		(-) 区分 6	516 単位
		(二) 区分 5	470 単位
		(三) 区分 4	437 単位
		(3) 5 : 1 の場合	
		(-) 区分 6	465 単位
		(二) 区分 5	419 単位
		(三) 区分 4	386 単位
2	外部サービス利用型共同生活援助 (1日につき)	3	外部サービス利用型共同生活援助 (1日につき)
イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I) 259 単位	イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I) 242 単位
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II) 212 単位	ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II) 198 単位
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III) 182 単位	ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III) 170 単位
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV) 121 単位	ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV) 113 単位



ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	289 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）	272 単位
3 受託居宅介護サービス費		3 受託居宅介護サービス費	
(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位	(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位
(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数
<b>【訓練系サービス】</b>		<b>【訓練系サービス】</b>	
第 1 自立訓練（機能訓練）		第 1 自立訓練（機能訓練）	
機能訓練サービス費（1 日につき）		機能訓練サービス費（1 日につき）	
イ 機能訓練サービス費（Ⅰ）		イ 機能訓練サービス費（Ⅰ）	
(1) 利用定員が 20 人以下	787 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	791 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	704 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	707 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	669 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	672 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	641 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	644 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	604 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	607 単位
ロ 機能訓練サービス費（Ⅱ）		ロ 機能訓練サービス費（Ⅱ）	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	245 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	248 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	564 単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	570 単位

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	724 単位	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732 単位
ハ 基準該当機能訓練サービス費	787 単位	ハ 共生型機能訓練サービス費	696 単位
		ニ 基準該当機能訓練サービス費	696 単位
第2 自立訓練（生活訓練）		第2 自立訓練（生活訓練）	
生活訓練サービス費（1日につき）		生活訓練サービス費（1日につき）	
イ 生活訓練サービス費（I）		イ 生活訓練サービス費（I）	
(1) 利用定員が20人以下	751 単位	(1) 利用定員が20人以下	744 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	670 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	664 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	637 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	631 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	612 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	606 単位
(5) 利用定員が81人以上	575 単位	(5) 利用定員が81人以上	570 単位
ロ 生活訓練サービス費（II）		ロ 生活訓練サービス費（II）	
(1) 所要時間1時間未満の場合	245 単位	(1) 所要時間1時間未満の場合	248 単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	564 単位	(2) 所要時間1時間以上の場合	570 単位
		(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732 単位
ハ 生活訓練サービス費（III）		ハ 生活訓練サービス費（III）	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	271 単位	(1) 利用期間が2年間以内の場合	268 単位
(2) 利用期間が2年間を超える場合	163 単位	(2) 利用期間が2年間を超える場合	162 単位
ニ 生活訓練サービス費（IV）		ニ 生活訓練サービス費（IV）	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	271 単位	(1) 利用期間が3年間以内の場合	268 単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	163 単位	(2) 利用期間が3年間を超える場合	162 単位
ホ 基準該当生活訓練サービス費	751 単位	ホ 共生型生活訓練サービス費	661 単位

	へ 基準該当生活訓練サービス費	661 単位
--	-----------------	--------

(参考様式)

### 自立生活援助に係る事業者の指定申請に係る提出書類の一覧表

★ この一覧表も指定申請書類の上のせて提出してください。

申請者		受付番号	
-----	--	------	--

実施主体

事業所名		サービス		事業所番号	
------	--	------	--	-------	--

	番号	申請書及び添付書類	申請者 チェック欄	備考
申請書類	1	指定障害福祉サービス事業者 指定申請書(様式第1号)		
		既に指定を受けている事業がある場合(別紙1) 障害者総合支援法第36条第3項各号の規定等に該当しない旨の誓約書(別紙2) 役員等名簿(別紙2付紙)		
	2	自立生活援助事業者の指定に係る記載事項(付表15)		
添付書類	3	申請者の定款、寄附行為等及び登記(全部)事項証明書(原本)又は条例等		
	4	事業所の平面図(参考様式1)		
	5	事業所の内外の写真		
	6	設備・備品等一覧表(参考様式2)		
	7	建築物関連法令協議記録(参考様式2-3)		
	8	管理者の経歴書(参考様式3)		
	9	サービス管理責任者の経歴書(参考様式3)		
	10	就任承諾書(参考様式3-2)		
	11	サービス管理責任者の配置要件に係る誓約書(参考様式11-2)(必要な場合)		
	12	実務経験証明書(参考様式4)・実務経験見込証明書(参考様式5)		
	13	運営規程		
	14	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)		
	15	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙2-1)		
	16	組織体制図		
	17	資産の状況(資産の目録)		
	18	事業計画書・収支計画書(2年分)		
	19	賠償責任保険証書の写し		
	20	従業員の資格を証するもの(写し)		
	21	案内図又は位置図		
	22	主たる対象者を特定する場合の理由等(該当の場合のみ)(参考様式7)		
	23	原本証明(参考様式12)		
	24	介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号)		
	25	介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(別紙)		
	26	各種加算届出様式(必要な場合)		
	27	事業用建物賃貸契約書(使用事業所が賃貸の場合のみ)		
	28	事業用建物登記事項証明書(使用事業所が自己所有の場合のみ)		
	29	業務管理体制に関する届出書(必要な場合)		
	30	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票		
	31	障害福祉サービス事業等開始届(写)		

- 備考 1 「受付番号」欄には、記載しないでください。  
 2 「申請者チェック」欄に、「○」を付けて書類の漏れがないようにしてください。  
 3 変更認可後の定款又は運営規程で後日提出するものは、その旨「備考」欄に記載してください。  
 4 同一事業所内の複数のサービスを実施し添付書類の省略をする場合、省略する書類の「備考」欄に、どの申請書(サービス)に添付しているのかその旨記載してください。

新規の事業を開始する場合、障害者総合支援法に基づく開始届(上記31)を市(障害福祉課)に提出していますか。	はい ・ 届出中 ・ いいえ
-------------------------------------------------------	----------------

自立生活援助について、定款に記載されていますか。	はい ・ 変更認可手続き中 ・ いいえ
--------------------------	---------------------

申請担当者連絡先	
事業所名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	FAX番号
	E-mail

(参考様式)

### 就労定着支援に係る事業者の指定申請に係る提出書類の一覧表

★ この一覧表も指定申請書類の上のせて提出してください。

申請者					受付番号	
実施主体						
事業所名		サービス			事業所番号	
	番号	申請書及び添付書類			申請者 チェック欄	備考
申請書類	1	指定障害福祉サービス事業者 指定申請書(様式第1号)				
		既に指定を受けている事業がある場合(別紙1) 障害者総合支援法第36条第3項各号の規定等に該当しない旨の誓約書(別紙2) 役員等名簿(別紙2付紙)				
	2	就労定着支援事業者の指定に係る記載事項(付表14)				
添付書類	3	申請者の定款、寄附行為等及び登記(全部)事項証明書(原本)又は条例等				
	4	事業所の平面図(参考様式1)				
	5	事業所の内外の写真				
	6	設備・備品等一覧表(参考様式2)				
	7	建築物関連法令協議記録(参考様式2-3)				
	8	管理者の経歴書(参考様式3)				
	9	サービス管理責任者の経歴書(参考様式3)				
	10	就任承諾書(参考様式3-2)				
	11	サービス管理責任者の配置要件に係る誓約書(参考様式11-2)(必要な場合)				
	12	実務経験証明書(参考様式4)・実務経験見込証明書(参考様式5)				
	13	運営規程				
	14	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式6)				
	15	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙2-1)				
	16	組織体制図				
	17	資産の状況(資産の目録)				
	18	事業計画書・収支計画書(2年分)				
	19	賠償責任保険証書の写し				
	20	従業員の資格を証するもの(写し)				
	21	案内図又は位置図				
	22	主たる対象者を特定する場合の理由等(該当の場合のみ)(参考様式7)				
	23	原本証明(参考様式12)				
	24	介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号)				
	25	介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表(別紙)				
	26	各種加算届出様式(必要な場合)				
	27	事業用建物賃貸契約書(使用事業所が賃貸の場合のみ)				
	28	事業用建物登記事項証明書(使用事業所が自己所有の場合のみ)				
	29	業務管理体制に関する届出書(必要な場合)				
	30	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票				
	31	障害福祉サービス事業等開始届(写)				

- 備考 1 「受付番号」欄には、記載しないでください。  
2 「申請者チェック」欄に、「○」を付けて書類の漏れがないようにしてください。  
3 変更認可後の定款又は運営規程で後日提出するものは、その旨「備考」欄に記載してください。  
4 同一事業所内の複数のサービスを実施し添付書類の省略をする場合、省略する書類の「備考」欄に、どの申請書(サービス)に添付しているのかその旨記載してください。

新規の事業を開始する場合、障害者総合支援法に基づく開始届(上記31)を市(障害福祉課)に提出していますか。	はい ・ 届出中 ・ いいえ
-------------------------------------------------------	----------------

就労定着支援について、定款に記載されていますか。	はい ・ 変更認可手続き中 ・ いいえ
--------------------------	---------------------

申請担当者連絡先	
事業所名	
担当者氏名	
連絡先	電話番号
	FAX番号
	E-mail

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		
						適用開始日	
各サービス共通					地域区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	
居宅介護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
重度訪問介護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
同行援護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
行動援護					特定事業所	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日					
療養介護		1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上		1. I型 2. II型 3. III型 4. IV型 5. V型	特例対象(※4)	1. なし 2. あり						
					定員超過	1. なし 2. あり						
					職員欠如	1. なし 2. あり						
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり						
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III						
					人員配置体制	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり						
					キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. V (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)						
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
					介護給付費 生活介護		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(1.7:1) 2. II型(2:1) 3. III型(2.5:1) 4. IV型(3:1) 5. V型(3.5:1) 6. VI型(4:1) 7. VII型(4.5:1) 8. VIII型(5:1) 9. IX型(5.5:1) 10. X型(6:1)	施設区分	1. 一般 2. 小規模多機能	
										定員超過	1. なし 2. あり	
職員欠如	1. なし 2. あり											
サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり											
開所時間減算	1. なし 2. あり											
開所時間減算区分(※5)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満											
短時間利用減算	1. なし 2. あり											
大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上											
医師配置	1. なし 2. あり											
人員配置体制	1. なし 2. あり											
福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III											
常勤看護職員等配置	1. なし 2. I 3. II											
視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり											
重度障害者支援体制	1. なし 2. あり											
リハビリテーション加算	1. なし 2. あり											
食事提供体制	1. なし 2. あり											
延長支援体制	1. なし 2. あり											
送迎体制	1. なし 3. I 4. II											
送迎体制(重度)	1. なし 2. あり											
就労移行支援体制	1. なし 2. あり											
就労移行支援体制(継続就労者数)	継続就労者数( )											
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり											
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり											
キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. V (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)											
主たる事業所サービス種類1(※6)	サービス種類コード( )											
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当											
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当											
サービス管理責任者配置等(※7)	1. なし 2. あり											

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	



介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)	
短期入所					施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					大規模減算	1. なし 2. あり	
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援加算(強度行動障害)	1. なし 2. あり	
					単独型加算	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算(V)	1. なし 2. あり	
					栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
					主たる事業所サービス種類1 (※6)	サービス種類コード ( )	
					主たる事業所施設区分(※11)	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当						
福祉専門職員配置等(※7)	1. なし 2. I 3. II						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
重度障害者等包括支援					送迎体制	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
施設入所支援		1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上	1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上		定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					栄養士配置減算対象	1. なし 2. 非常勤栄養士 3. 栄養士未配置	
					夜勤職員配置体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅰ体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅰ体制 (重度)	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援Ⅱ体制	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					夜間看護体制	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. I (キャリアパス要件 (Ⅰ及びⅡ及びⅢ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (Ⅰ及びⅡ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (Ⅰ又はⅡ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等			適用開始日						
					施設区分	1. 機能訓練	2. 生活訓練		3. 生活訓練 (宿泊型)					
自立訓練		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		施設区分									
					訪問訓練		1. なし	2. あり						
					視覚障害機能訓練専門職員配置		1. なし	2. あり						
					定員超過		1. なし	2. あり						
					職員欠如		1. なし	2. あり						
					サービス管理責任者欠如		1. なし	2. あり						
					標準期間超過		1. なし	2. あり						
					福祉専門職員配置等		1. なし	2. I	3. II	4. III				
					視覚・聴覚等支援体制		1. なし	2. あり						
					地域移行支援体制強化		1. なし	2. あり						
					リハビリテーション加算		1. なし	2. あり						
					個別計画訓練支援加算		1. なし	2. あり						
					短期滞在		1. なし	2. 宿直体制	3. 夜勤体制					
					精神障害者退院支援施設		1. なし	2. 宿直体制	3. 夜勤体制					
					通勤者生活支援		1. なし	2. あり						
					地域生活移行個別支援		1. なし	2. あり						
					精神障害者地域移行体制		1. なし	2. あり						
					強度行動障害者地域移行体制		1. なし	2. あり						
					食事提供体制		1. なし	2. あり						
					看護職員配置		1. なし	2. あり						
					送迎体制		1. なし	3. I	4. II					
					夜間支援等体制		1. なし	2. I	3. II	4. III	5. I・II	6. I・III	7. II・III	8. I・II・III
					社会生活支援		1. なし	2. あり						
					就労移行支援体制		1. なし	2. あり						
					就労移行支援体制 (継続就労者数)		継続就労者数 ( )							
					福祉・介護職員処遇改善加算対象		1. なし	2. あり						
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象		1. なし	2. あり						
キャリアパス区分 (※3)		1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)												
主たる事業所サービス種類 1 (※6)		サービス種類コード ( )												
指定管理者制度適用区分		1. 非該当	2. 該当											
共生型サービス対象区分		1. 非該当	2. 該当											
サービス管理責任者配置等 (※7)		1. なし	2. あり											
地域生活支援拠点等		1. 非該当	2. 該当											

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	
就労移行支援		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下			施設区分	1. 一般型 2. 資格取得型	
					就労定着率区分 (※8)	1. 就職後6月以上定着率が5割以上 2. 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 3. 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 4. 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 5. 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 6. 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 7. 就職後6月以上定着率が0 8. なし(経過措置対象)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					就労支援関係研修了	1. なし 2. あり	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制 (6月以上12月未満)	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					就労移行支援体制 (12月以上24月未満)	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					就労移行支援体制 (24月以上36月未満)	1. なし 2. 定着率が5分以上1割5分未満 3. 定着率が1割5分以上2割5分未満 4. 定着率が2割5分以上3割5分未満 5. 定着率が3割5分以上4割5分未満 6. 定着率が4割5分以上	
					精神障害者退院支援施設	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					移行準備支援体制 (I)	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. V (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
主たる事業所サービス種類 1 (※6)	サービス種類コード ( )						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					平均労働時間区分 (※8)		
訓練等 給付  就労継続支援A型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	平均労働時間区分 (※8)	1. 1日の平均労働時間が7時間以上 2. 1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満 3. 1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満 4. 1日の平均労働時間が4時間以上5時間未満 5. 1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満 6. 1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満 7. 1日の平均労働時間が2時間未満 8. なし (経過措置対象)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制 (継続就労者数)	継続就労者数 ( )	
					賃金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額 ( 円) 3. 免除	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
キャリアパス区分 (※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)						
主たる事業所サービス種類1 (※6)	サービス種類コード ( )						
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					平均工賃月額区分 (※8)		
就労継続支援B型		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	平均工賃月額区分 (※8)	1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 4. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 5. 平均工賃月額が1万円以上2万円未満 6. 平均工賃月額が5千円以上1万円未満 7. 平均工賃月額が5千円未満 8. なし (経過措置対象)	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制 (継続就労者数)	継続就労者数 ( )	
					目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり	
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II	
					食事提供体制	1. なし 2. あり	
					社会生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分 (※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. V (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
					主たる事業所サービス種類 1 (※6)	サービス種類コード ( )	
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当						
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当						
就労定着支援					就労定着支援利用者数	1. 利用者が20人以下 2. 利用者が21人以上40人以下 3. 利用者が41人以上	
					就労定着率区分	1. 就労定着率が9割以上 2. 就労定着率が8割以上9割未満 3. 就労定着率が7割以上8割未満 4. 就労定着率が5割以上7割未満 5. 就労定着率が3割以上5割未満 6. 就労定着率が1割以上3割未満 7. 就労定着率が1割未満	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					就労定着実績	1. なし 2. あり	
					職場適応援助者養成研修修了者配置体制	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
自立生活援助				1. 30:1未満 2. 30:1以上	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					標準期間超過	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
共同生活援助				1. III型(6:1) 2. IV型(10:1) 3. I型(4:1) 4. II型(5:1) 11. 日中支援I型(3:1) 12. 日中支援II型(4:1) 13. 日中支援III型(5:1)	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型	
					大規模住居(※10)	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II 4. III	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					看護職員配置体制	1. なし 2. あり	
					夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
					夜勤職員加配体制	1. なし 2. あり	
					重度障害者支援職員配置(※11)	1. なし 2. あり	
					地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
					精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
					医療連携体制加算(V)	1. なし 2. あり	
					通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり	
					福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり	
					キャリアパス区分(※3)	1. I (キャリアパス要件 (I 及び II 及び III) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II (キャリアパス要件 (I 及び II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III (キャリアパス要件 (I 又は II) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV (キャリアパス要件を満たさない) 5. IV (職場環境等要件を満たさない) 6. V (キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)	
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

別紙

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日
					施設区分		
地域相談支援	/	/	/	/	施設区分	1. I 2. II	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
地域定着支援	/	/	/	/	地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
相談支援	/	/	/	/	相談支援特定事業所	1. なし 2. III 3. I 4. II 5. IV	
					行動障害支援体制	1. なし 2. あり	
					要医療児者支援体制	1. なし 2. あり	
					精神障害者支援体制	1. なし 2. あり	
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	

注 網掛けは、変更・追加された項目です。

- ※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。  
ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。  
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、**就労移行支援体制加算**  
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算  
**自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・就労移行支援体制加算**  
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、**就労移行支援体制加算**、賃金向上達成指導員配置加算  
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、**就労移行支援体制加算**  
  
その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、以下の内容を設定する。  
生活介護、施設入所支援、**自立訓練(機能訓練・生活訓練)**・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。  
就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。  
  
なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。
- ※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
- ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。
- ※4 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置の対象を設定する。
- ※5 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。
- ※6 「主たる事業所サービス種類1」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」を設定する。短期入所については指定共同生活援助事業所(外部サービス利用型指定共同生活援助**及び日中サービス支援型指定共同生活援助**を含む)において行った場合は「33:共同生活援助」、指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合は「34:宿泊型自立訓練」、単独型事業所において行った場合は「22:生活介護」を設定する。
- ※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※8 就労移行支援及び就労移行支援(養成)について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援A型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。  
就労継続支援B型について、平成30年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「08:無し(経過措置対象)」を設定する。
- ※9 「主たる事業所施設区分」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、共同生活援助事業所にて短期入所を実施する場合、「1:介護サービス包括型」、「2:外部サービス利用型」、または「3. 日中サービス支援型」を設定する。
- ※10 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。
- ※11 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。



事務連絡  
平成30年3月2日

障害者支援施設長 様

岡山市保健福祉局介護保険課長  
岡山市保健福祉局障害福祉課

### 介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについて

本市の保健福祉行政につきましては、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、平成30年4月1日以降に適用除外施設から退所し住所地特例対象施設に入所する者について、保険者の見直しが行われ、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1 対象となる適用除外施設

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
- ② 障害者支援施設（生活介護を行うものであって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により入所している身体障害者又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
- ③ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

#### 2 保険者（要介護認定申請先市町村）

見直し前：適用除外施設が 所在する市町村

見直し後：施設に入所する際に 支給決定や措置を行った市町村

<<問い合わせ先>>

岡山市保健福祉局介護保険課

管 理 係：電話（086）803-1240

資格給付係：電話（086）803-1241